

# 平成24年度内閣府所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成25年12月  
内閣府

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成24年度における内閣府所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

## （1）総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
29 法人	6 法人	4 法人

## （2）改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
4 法人	3 法人	2 法人	3 法人	0 法人

### [主な指摘事項と改善措置（予定を含む）]

#### （法人運営面）

- ・ 寄附行為には、理事会・評議員会を年2回開催することになっているが、平成23年度及び24年度は1回しか開催されていない。（←寄附行為の規定を遵守するよう指導。）

#### （事業実施面）

- ・ 事業の規模が収入に比べて適当でない。（←事業の見直しを実施し、規模を縮小する計画を策定済。）

#### （財務・会計面）

- ・ 内部留保の水準が適正でない。（←支出拡大等により内部留保水準の適正化を図る。）

(3) 立入検査の実施状況（平成22年度～平成24年度）

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率（%） （実施法人数/所管法人数× 100）
29 法人	27 法人	93.1%

（注）立入検査実施法人数は、平成22年度～平成24年度の3年間に立入検査を実施した法人の実数である。

(4) 過去3年間の立入検査実施率が100%に満たなかった理由

- ・平成24年度に解散予定法人であったため（解散済）。

<連絡先>

内閣府大臣官房政策評価広報課 政策評価係 電話 03-5253-2111（内線 82144） 03-3581-3921（直通）
---